

国民健康保険の減免制度

非自発的失業者の
保険料を軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険（国保）加入者の保険料を軽減する制度を平成22年4月から実施しています。対象者は次の①～③の要件をすべて満たす人です。（申請必要）

① 平成21年3月31日

日以降に失業②離職時点65歳未満③雇用保険の特定受給資格者または「特定理由離職者」と認定された人

【軽減例】
(例1) 平成21年3月31日から22年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の軽減を行います。

【手手続きに必要なもの】
(例2) 平成22年3月31日から23年3月30日までに失業した人：離職日翌日の

【特定期間】原則として年間3ヶ月以内（医師の意見により最大6ヶ月）
【要件】①保険料に滞納がない②加入者全員の直近3ヶ月の収入が生活保護基準額の1・2倍以内③その他、特に必要と認めた場合

【手手続きに必要なもの】
民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん
【特定期間】原則として年間3ヶ月以内（医師の意見により最大6ヶ月）
【要件】①保険料に滞納がない②加入者全員の直近3ヶ月の収入が生活保護基準額の1・2倍以内③その他、特に必要と認めた場合

【質問】災害時の給水場所はどこですか。
【回答】断水の際の給水場所は決めておりません。災害の状況によっていろいろ変わることがあります。万一の場合は、新防災行政無線や広報車により給水場所をお知らせします。安心ください。

【問い合わせ】東日本大震災が発生し、力半が過ぎました。行方不明の方もまだ多くおられます。復興もまだまだ時間がかかります。被災された方の悲痛は推し量ることができません。出来る限りの支援をしていくと思っています。

やわたご意見たまて箱

◆問い合わせ 秘書庁報課

がかかります。被災された方の悲痛は推し量ることができません。出来る限りの支援をしていくと思っています。

納税課からのお知らせ

市税は納期内に
納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。

市税はコンビニでも
お支払いができます

市税は、市役所や銀行、金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストアで納付することができます。

（一部取り扱いできない金融機関あり）。取り扱いでいる金融機関等は納付書の裏面に記載していますのでご覧ください。

納付書は綴じていません

納付書は綴じて送付します。

（一部取り扱いできない金融機関またはコンビニの窓口に出してください）

便利な

口座振替の利用を確認する方法（期別または金額前納）を記載していますので、振替日までに預金残高をご確認ください。

預金残高を

ご確認ください
口座振替を利用の場合には、納稅通知書の明細書に申し込みの際に指定された金融機関・口座名・納付方法（期別または金額前納）を記載していますので、振替日までに預金残高をご確認ください。

一部負担金の減免等

△手手続きに必要なもの
国

（例1）平成21年3月31日から22年3月30日までに失業した人：平成22年度の保険料と平成22年4月から23年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

（例2）平成22年3月31日から23年3月30日までに失業した人：離職日翌日の

【特定期間】由離職者の確認
【手手続きに必要なもの】
民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん
【特定期間】由離職理由コード（11）

【手手続きに必要なもの】
民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん
【特定期間】由離職理由コード（11）

一部負担金の減免等

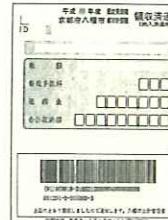
【手手続きに必要なもの】
民健康保険証、給与支払證明書など、収入状況等を証明できる書類、印かん
【特定期間】由離職理由コード（11）

【手手続きに必要なもの】
民健康保険証、給与支払證明書など、収入状況等を証明できる書類、印かん
【特定期間】由離職理由コード（11）

市税の納期

市・府民税 (普通徴収分)	6月・8月・10月・ 12月
固定資産税	5月・7月・9月・ 11月
都市計画税	6月
軽自動車税	6月

*納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。



コンビニでは
○納付書は1枚ずつフレジに出してください。
○レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。
○納付額が1枚につき30万円を超えるものは取り扱いできません。
○バーコードの印字されていないものは取り扱いできません。
○納期限を過ぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱いできません。

市税は、市役所や銀行、金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストアで納付することができます。

（一部取り扱いできない金融機関あり）。取り扱いでいる金融機関等は納付書の裏面に記載していますのでご覧ください。

（一部取り扱いできない金融機関またはコンビニの窓口に出してください）

口座振替できなかつたら
預金残高不足等で
口座振替できなかつたら
預金残高不足等で
納付が困難などときは

期分の再振替はできませ
ん。後日、送付する督促状
窓口等で納付いたゞくこと
になります。

災害や病気・けが、事業の廃止や休止、失業などに
より市税を納期限までに納
めることができない人は、
各市の第1期納期限（固定資産税は5月31日、市、
府民税は6月30日）までに
納期限を過ぎると京都地方
税機関に移管されますので、
同機関においてご相談ください。

市税を納期限までに納付
しないと滞還金や督促手数
料が加算されることがあります。

納期限が
過ぎた市税は

京都地方税機構へ

過去の市税は

過去の市税は

納付が困難などときは

口座振替できなかつたら
預金残高不足等で
口座振替できなかつたら
預金残高不足等で
納付が困難などときは

災害や病気・けが、事業の廃止や休止、失業などに
より市税を納期限までに納
めことができない人は、
各市の第1期納期限（固定資産税は5月31日、市、
府民税は6月30日）までに
納期限を過ぎると京都地方
税機関に移管されますので、
同機関においてご相談ください。

市税を納期限までに納付
しないと滞還金や督促手数
料が加算されることがあります。

市税を納期限までに納付
しないと滞還金や督促手数
料が加算されることがあります。

あなたの意見・提案をお寄せください

区分	件数
交通・道路・河川・公園・都市整備 ・上下水道	39
福祉・健康・子育て	22
公共施設・財政・政策全般	12
環境	10
教育・文化	9
市職員	9
商工業・観光	5
消防・防災	1
その他	24
計	131

●質問 災害時の給水場所はどこですか。
●回答 断水の際の給水場所は決めておりません。災害の状況によっていろいろ変わることがあります。万一の場合は、新防災行政無線や広報車により給水場所をお知らせします。安心ください。

●問い合わせ 東日本大震災が発生し、力半が過ぎました。行方が不明の方もまだ多くおられます。復興もまだまだ時間がかかります。被災された方の悲痛は推し量ることができません。出来る限りの支援をしていくと思っています。

●問い合わせ 東日本大震災が発生し、力半が過ぎました。行方が不明の方もまだ多くおられます。復興もまだまだ時間がかかります。被災された方の悲痛は推し量ることができません。出来る限りの支援をしていくと思っています。

あなたとわたしの防災対策

■ 向こう三軒両隣 ■

今月は「共助」についてご紹介します。

阪神・淡路大震災のとき、家屋の倒壊で閉じ込められた人の大半が、自分自身や家族による「自助」、ご近所の助け合いによる「共助」で救出されています。

最近、隣近所のおつきあいが希薄になってきていると言われますが、皆さんいかがですか。

大きな災害が起きたとき、ご近所で助け合いができるような関係を築かれてていますか。

市内の多くの地域では、色々な行事など、自治会活動を通して「共助」の関係を築いていただい

ています。
自治会活動に積極的に参加することで「共助」が生まれます。

皆さん自身も誰かを見守り、また、誰かが皆さんを見守り、助けてくれる環境を築きましょう。

なお、自治会がない地域の人につまましては、お隣をはじめ、ご近所の人とできるだけ、会話や声掛けをして、「向こう三軒両隣」の関係を築きましょう。

災害は、いつ起こるかわかりません。

「共助」の関係を築くのは、あなた自身です。

◆問い合わせ 総務課

水洗化には次の制度があります。

● 水洗化の融資
下水道接続工事資金の融

水洗化には次の制度があります。

● 水洗化奨励金
下水道の使用可能区域内

● 水洗化奨励金
水洗化には次の制度があ

ります。

● 水洗化奨励金
保護を受けている②市民税

納していない人で、①生活

等が進んだため建て替えら

めに開所されましたが、建

築後36年が経過し、老朽化

ました。

新防災行政無線の運用を開始!

これまで整備を進めてきました
新防災行政無線が完成し、4月より運用を開始しました。

緊急事態が起きた時には、
市役所からの一斉放送により、皆さんに情報をお知らせすることができます。放送は、次の内容を予定しています。

- 災害時等の緊急放送(避難勧告等の情報や国民保護に係る有事関連情報等)
- 平常時の放送(不審者情報などの防犯情報や行政情報)
- ※なお、災害時等の緊急放送については、最大音量にて放送しますが、それ以外の放送については、音量を制御して放送します。

◆問い合わせ 総務課



東日本大震災関連

被災地から市内に避難された皆さんへ

義援金を受けています

・ご協力ありがとうございます。
引き続き、市役所と社会福祉協議会では、義援金を受け付けます。

◆問い合わせ 福祉総務課

◆問い合わせ 総務課

府内受入被災者登録制度

京都府では、東日本大震災で被災し、府内に避難して来られた皆さんと被災地

連絡先等の登録制度を創設し、被災者登録制度を創設してきました。登録されますと、府が集約して以前居住されていました自治体に情報を提供します。

△主な支援情報

▽税や保険料の減免・猶予

▽住宅支援の状況

▽見舞金や義援金等の給付

▽期限延長等の通知

▽国民健康保険証の再発行

▽八幡市の相談・登録窓口

＊＊＊

八幡市の相談・登録窓口

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊